

中学生がいる世帯のみなさまへ

2025年（令和7年）3月 改定
発行：藤沢市福祉事務所 生活援護課
0466-50-3572（直通）

中学生がいる世帯のみなさまへ知つておいていただきたいこと

- ①給食費の支給について・・・
- ②教材費の支給について・・・
- ③学習支援費の支給について・・・
- ④就学援助の申請について・・・



①給食費の支給について・・・

給食費については、食べた実費分が生活保護費から支給されます。支給の方法は、月ごとに食べた実費分の金額を後払で、みなさまへ支給します。お弁当を持参して給食を注文していない場合には、給食費の支給はありません。ご注意ください。



②教材費の支給について・・・

教材費については、1年間（年度）に必要な全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器、ICT教育にかかる通信費を支給できます。学校から教材費の案内がきたら、申請書に案内を添付して申請してください。



③学習支援費の支給について・・・

学習支援費については、課外のクラブ活動を行うための費用を必要な都度、必要な額を支給できます。課外のクラブ活動を行うための費用とは、部活動の用具費用や大会への交通費、部費などが対象です。1年間（年度）で1人あたりの上限59,800円（令和6年度基準）まで支給することができます。申請書に資料を添付して申請してください。



④就学援助の申請について・・・

就学援助で支給される項目については、生活保護費からは支給されません。そのため、就学援助については各学校で、忘れずに申請してください。



申請書や申請方法などの不明点については、担当CWに確認してください！